

議案第 1 9 号

北本市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
の一部改正について

北本市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
次のように改正する。

令和 7 年 2 月 2 0 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一
部を改正する条例

北本市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 3
9 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

退職報償金支給額表

（単位 円）

階級	勤務年数						
	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上	35年以上
	10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満	35年未満	
団長	239, 000	344, 000	459, 000	594, 000	779, 000	979, 000	1, 079, 000
副団 長	229, 000	329, 000	429, 000	534, 000	709, 000	909, 000	1, 009, 000

分団 長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
部長 及び 班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北本市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。